

○ 財務省告示第 34 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 5 条第 11 項の規定に基づき、令和 2 年 1 月 10 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 2 年 2 月 12 日

財務大臣 麻生 太郎

- | | | |
|---|---|--|
| 1 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（30 年）（第 65 回） |
| 2 | 発行の根拠法律
及びその条項 | 財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 4 条
第 1 項並びに特別会計に関する法律
（平成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1
項及び第 62 条第 1 項 |
| 3 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平
成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」
という。）の規定の適用を受けるもの
とし、その振替機関は日本銀行とす
る。 |
| 4 | 発行方法 | 価格を競争に付して行われる入札（以
下「価格競争入札」という。）による
発行（以下「価格競争入札発行」とい
う。）及び価格競争入札と同時に行わ
れる入札であって、財務大臣が各国債
市場特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国債市
場特別参加者・第 I 非価格競争入札発
行」という。） |
| 5 | 募入決定の方法 | |
| | (1) 価格競争入
札発行 | 各申込みのうち応募価格の高いもの
からその応募額を順次割り当てる。 |
| | (2) 国債市場特
別参加者・
第 I 非価格
競争入札発
行 | 各国債市場特別参加者ごとの応募限
度額の範囲内において各申込みの応
募額を割り当てる。 |
| 6 | 発行額 | |

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1) 価格競争入札発行 | 額面金額で 571,000,000,000 円
うち、財政法第 4 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 201,657,650,000 円、特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 137,436,050,000 円、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 231,906,300,000 円 |
| (2) 国債市場特別参加者・第 I 非価格競争入札発行 | 特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で 128,000,000,000 円 |
| 7 払込金額 | |
| (1) 価格競争入札発行 | 566,303,700,000 円 |
| (2) 国債市場特別参加者・第 I 非価格競争入札発行 | 126,950,400,000 円 |
| 8 最低額面金額 | 50,000 円 |
| 9 振替単位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 |
| 10 発行日 | 令和 2 年 1 月 10 日 |
| 11 発行価格 | |
| (1) 価格競争入札発行 | 額面金額 100 円につき 99 円 10 銭以上のそれぞれの応募価格 |
| (2) 国債市場特別参加者・第 I 非価格 | 額面金額 100 円につき 99 円 18 銭 |

競争入札発行

- 12 利率 年 0.4%
- 13 経過利子の払込み 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第 20 号に規定する期日に払い込むものとする。
- $$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{21}{365}$$
- 14 初期利子 令和 2 年 6 月 20 日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第 16 号において規定する期日について同じ。）。
- $$\text{額面金額} \times \frac{0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$
- 15 第 2 期以後の利子 毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日を支払期とし、各支払期において、その日以前 6 月間に属する利子を支払う。
- 16 償還期限 令和 31 年 12 月 20 日
- 17 償還金額 額面金額 100 円につき 100 円
- 18 元利金支払場所 日本銀行
- 19 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
- 20 払込期日 令和 2 年 1 月 10 日